

「砂漠化に対処するための国際連合条約」に基づく我が国の取組について

(1998.8.24、「アジア・アフリカ地域における砂漠化・土地荒廃に関する調査検討委員会」配布資料)

1. 条約に基づく先進国の 深刻な干ばつ又は砂漠化に直面している国における砂漠化の防止及び干ばつの影響の緩和のため、先進締約国は以下を行う。なお、支援に当たっては、アフリカを優先させる。

行動計画の作成・実施等を資金的・技術的に支援する。

科学技術協力を行う。

被影響国の能力形成、教育及び啓発について協力する。

2. 行動計画の作成・実施等の支援

(1) 行動計画の目的

- ・砂漠化の要因を明らかにする。
- ・砂漠化への対処及び干ばつの影響の緩和のために必要な**実地的な措置**を定める。

改善

(2) 行動計画の内容

被影響途上国は、以下の優先事項について、地域附属書を踏まえて行動計画を作成する。

- ・貧困の撲滅及び食糧の安全保障のための代替的な生計の促進、経済環境の

改善

- ・人口の変動
- ・天然資源の持続可能な管理
- ・持続可能な農法
- ・エネルギー源の開発及び効率的利用
- ・制度の確立・強化
- ・気象学的・水文学的な観測等の能力の育成・強化
- ・教育及び啓発

(3) 今後想定される取組

- ・砂漠化対策に関する我が国の戦略づくり
- ・被影響締約国による行動計画の策定・実施への技術的支援
→ 地域ごとの砂漠化対策のあり方の検討が必要。
- ・JICA等と協力したODAの実施
→ 砂漠化対策としてのODAの具体化が必要。

3. 科学技術協力

(1) 条約に基づく活動

情報の収集・分析・交換

- ・地球規模のネットワークの強化

研究活動の支援

- ・砂漠化及び干ばつをもたらす過程、原因とその影響等に関する研究
- ・地域の人々の生活水準を向上させる解決策の特定・実施をもたらす研究
- ・被影響途上国の研究能力を開発・強化する研究
- ・貧困、環境上の要因による移住及び砂漠化の関係についての研究
- ・人工降雨等水資源の利用可能性の向上のための研究

政府間機関や非政府機関の専門知識を利用した**技術の移転等**

- ・ 利用可能な技術についての情報の普及
- ・ 住民のニーズに応じた実地的な利用に適した技術の取得の円滑化

代替的な生計を助長するための技術協力

(2) 今後想定される取組

- ・ 我が国における砂漠化に関する知見の収集・整理
- ・ 情報ネットワークの整備
- ・ 住民のニーズに応じた技術に関するモデル事業の実施
→ 地下ダム以外の技術についてモデル事業の可能性。
- ・ 砂漠化研究の推進（地球環境研究総合推進費）
- ・ N G O 活動等の技術的支援（簡易技術の開発・普及）
→ 具体的にどのようなものがあるか

4 . 能力育成、教育及び啓発

(1) 条約に基づく活動

能力育成

- ・ 地方の人々（特に女子及び青少年）の能力の育成
- ・ 国の研究能力の強化
- ・ 技術の普及のための現地職員等の訓練
- ・ 代替エネルギー源の利用についての訓練
- ・ 代替的な生計を促進するための新たな技能の訓練等
- ・ 干ばつの早期警戒または食糧生産の担当者の訓練

教育及び啓発

- ・ 啓発キャンペーンの実施
- ・ 教材・啓発用資料等の作成、要員訓練
- ・ 教育・訓練のための地域センターのネットワークの確立・強化

(2) 今後想定される取組

- ・ 国内及び途上国内の啓発用資料等の作成
- ・ N G O 活動の支援（地球環境基金の活用）